新 旧 高知県農産物輸出促進事業費補助金交付要綱 高知県農産物輸出促進事業費補助金交付要綱 第1条~第16条 第1条~第16条 附則 附則 1 この要綱は、平成28年3月18日から施行する。 1 この要綱は、平成28年3月18日から施行する。 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただ 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただ し、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条第1号 し、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条第1号 及び第3号から第5号まで、第10条第3項、第12条、第13条並 及び第3号から第5号まで、第10条第3項、第12条、第13条並 びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附則 附則 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。 附則 附則 この要綱は、平成30年3月22日から施行し、改正後の規定は平成 この要綱は、平成30年3月22日から施行し、改正後の規定は平成 30年度事業から適用する。 30年度事業から適用する。 附則 附則 この要綱は、平成31年4月26日から施行する。 この要綱は、平成31年4月26日から施行する。 附則 附則 この要綱は、令和元年8月23日から施行する。 この要綱は、令和元年8月23日から施行する。 附則 この要綱は、令和2年4月10日から施行する。 この要綱は、令和2年4月10日から施行する。 附則 附則 この要綱は、令和3年4月15日から施行する。 この要綱は、令和3年4月15日から施行する。 附則 附則 この要綱は、令和5年3月23日から施行する。 この要綱は、令和5年3月23日から施行する。 (追加) 附則 この要綱は、令和6年3月21日から施行する。